

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護短期入所生活介護重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3384-6203(午前9時～午後5時まで)

担当 館長(管理者) 野澤 光太郎

*ご不明な点は、お気軽にご相談下さい。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	小規模多機能ホーム 倶楽部千代田會館
所在地	中野区本町五丁目10番4号
事業所番号	1391400106

(2) 同施設の職員体制

管理者	正職員	1名	(介護職兼務)
介護支援専門員		1名	(介護職兼務)
介護職員		6名以上	
看護職員		1名以上	

(3) 同施設の設備の概要

宿泊室 (2階)	宿泊室(洋室3.4.5) 3室	各9.94㎡	居間(2階)	32.49㎡
	宿泊室(洋室1.2) 2室	各7.45㎡	台所(1階)	9.52㎡
	宿泊室(和室6.7.8.9) 4室	各7.45㎡	浴室(1階)	リフト付4.55㎡
食堂・ホール・談話室(1階)		計59㎡	送迎車	2台(リフト付)
消防設備	スプリンクラー、非常火災通報装置、防災監視盤		ホームエレベータ有	

※当事業所では、上記宿泊室・設備をご用意しております。宿泊サービスの際利用される宿泊室は個室で洋室と和室の2種類ありますが、ご利用者の心身の状況や宿泊室の空き状況により、部屋タイプのご希望に添えない場合もございます。

3 サービス内容

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

①日常生活の援助

・日常生活動作能力に応じて、以下の必要な介助をおこなう。

1) 移動の介助

2) 養護(休養)

②食事

・食事の提供及び食事の介助をします。

・調理場で利用者が調理することができます。

・その他の必要な介助をおこないます。

・食事サービスの利用は任意です。

③入浴

・入浴回数は、登録者に準じた回数のサービス提供となります。入浴形態はその方の身体状況に応じ安全に入浴できる浴槽の利用をおこないます。

・入浴または清拭をおこないます。

・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助をおこないます。

・その他の必要な介助をおこないます。

・入浴サービスの利用は任意です。

④排せつ

・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助をおこないます。

⑤機能訓練

・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑥健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握をおこないます。

イ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します

4 利用料金

(1) 利用料金

料金に関しましては「別紙利用料金表」を参照してください。

(2) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所した場合。

- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・利用中に体調が悪くなった場合。
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。
- ・この場合のキャンセル料も退所日の午後3時を境として前(2)項に準じます。

(3) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書を送付いたしますので、指定された日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

空き情報は、指定居宅介護支援事業者からご利用希望者に連絡されますので、ご担当の介護支援専門員にご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合。

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

② 次の事由に該当した場合は、事業所側が利用者に文書で通知することにより、この契約直ちに解消することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用されている期間中は、10日間の予告期間をおきます。

イ 利用者がサービス利用料金の支払を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。

ロ 利用者が従業者又は他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為があった場合。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約は終了となります。

イ 利用者が介護保険施設に入所した場合。

ロ 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。

ハ 利用者がお亡くなりになった場合。

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

小規模多機能ホーム倶楽部千代田會館の事業所設備を利用して、居宅において常介護の必要な高齢者を一時的に預かり、その利用者の有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう、法の基本理念に基づき利用者の処遇に万全を期します。

(2) 事業所利用に当たっての留意事項

- ・面会 事務所で面会手続きをお願いします。
- ・外出 事務所で外出届(理由、行き先、付添人との関係等)に記入してください。
- ・飲酒、喫煙 館内は全館禁煙にさせていただいております。喫煙希望の方は館長までご相談ください。飲酒ご希望の方もご相談ください。
- ・設備、器具の利用 入所時に説明いたします。
- ・所持品の持ち込み 最小限度でお願いします。貴重品を含めて入所の際「利用者様預かり荷物内訳表」に全て記載し、お客様と事業所の双方で確認の上押印いたします。
- ・事業所外での受診 入所時にお申し出の上、ご家族対応となります。
- ・宗教活動 施設内での活動は禁止されています。
- ・ペット ペットの連れ込みはご遠慮願います。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、御家族の方に速やかに連絡いたします。契約書別紙の主治医に関する記入欄がありますので、ご記入願います。

緊急連絡先

氏名

住所

電話番号

続柄

8 非常災害対策

当施設の防災計画にのっとり万全を期していますのでご安心下さい。

- ・ 消防計画の作成と消防署への届け出
- ・ 自衛消防隊の編成
- ・ 月1回の防災委員会
- ・ 総合訓練(消防署員立会い)を含めた年6回の防災訓練
- ・ 町会・隣接事業所との災害時応援協定の締結

9 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けます。

○苦情受付担当:野澤 光太郎(倶楽部千代田會館)

○受付時間 9:00~17:30 TEL:03-3384-6203

また、苦情受付ボックスを倶楽部千代田會館内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	TEL:03-6238-0177 受付時間(平日 9:00~17:00)
中野区介護保険分野 事業者指導調整担当	TEL:03-3228-8878 受付時間(平日 8:30~17:00)

10 当施設の概要

当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 ケアネット
代表者役職・氏名	理事長 鈴木 裕
本部所在地・電話番号	中野区中野弥生町二丁目42番2号 電話 03-5342-0820

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	3カ所
短期入所生活介護	3カ所
通所介護	2カ所
地域包括支援センター	1カ所
居宅介護支援事業所	2カ所
小規模多機能型居宅介護	1カ所

令和 年 月 日

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用申込者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 中野区弥生町二丁目42番2号
名称 社会福祉法人 ケアネット
理事長 鈴木 裕 印

事業所 所在地 中野区本町五丁目10番4号
名称 小規模多機能ホーム 倶楽部千代田會館

説明者 氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住所 _____
氏名 _____ 印

代理人(続柄)

住所 _____
氏名 _____ 印